

豊橋市監査公表第 18 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

平成 31 年 3 月 29 日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

随時監査の結果について

第 1 監査の対象

部 局 名 : 上下水道局 下水道整備課
工 事 名 : 下水道管渠耐震工事 (その 3)
工 事 場 所 : 豊橋市野田町地内ほか (野田処理区 船町幹線)
契 約 金 額 : 143,640,000 円
受 注 者 : 地建興業株式会社 豊橋営業所
契 約 年 月 日 : 平成 30 年 11 月 26 日
工 期 : 当初 平成 30 年 11 月 27 日～平成 31 年 2 月 28 日
変更 平成 30 年 11 月 27 日～平成 31 年 3 月 29 日
工 事 概 要 : 管更生工 (既設内法 馬てい渠 2300mm×1900mm) L=166m
付帯工 一式

第 2 監査の期間

平成 31 年 1 月 23 日～平成 31 年 2 月 13 日

第 3 監査の方法

本工事については、平成 30 年度に施工している工事の中から抽出し、工事請負契約書等関係書類の提出を求め、計画、調査、設計、積算、施工、管理、監督、検査等が、適正かつ効率

的に実施されているかどうかについて、担当課より説明を聴取し、書類調査及び現地調査を実施した。

なお、技術士による技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

本工事の対象区間の船町幹線は、市の総合地震対策事業において特に重要な幹線とされている下水道管で、供用開始から 80 年以上経過しており管渠の劣化が著しく、また、豊橋市地域防災計画に定める防災拠点施設の汚水が流入していることから、船町幹線の老朽化対策と耐震化を図るものである。工事全般について監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

意 見

1 契約締結後における設計図書の照査について

工事請負契約約款第 18 条による条件変更等については、予防的な観点から現場と設計図書の不一致等を早期に確認し、効率的な施工に繋げられるよう努められたい。

2 労働者に対する安全管理について

労働安全衛生法の改正により化学物質のリスクアセスメントが義務化されている。当該工事でも対象物質があるので、法の主旨に沿って工事着手前に実施するよう指導されたい。